

米子市監査委員告示第4号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）に従い実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月11日

米子市監査委員 野坂正史
米子市監査委員 植田昭
米子市監査委員 中田利幸

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

- (1) 総合政策課
- (2) 市民一課

3 監査対象の概要

- (1) 総合政策課の課及び担当の配置は別図1のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

ア 総合計画に関すること。

イ まちづくり戦略本部に関すること。

ウ 重要施策の調整に関すること。

エ 政策的予算の調整に関すること。

オ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に規定する大綱に関すること。

カ 総合教育会議に関すること。

キ 庁議に関すること。

ク 広域行政及び広域連携に関すること。

ケ 重要施策に係る部及び支所並びに課間の連絡調整に関すること。

- コ 行政評価に関すること。
- サ 地方創生の推進に係る事務の統括に関すること。
- シ 移住定住の促進に関すること（他の課の所掌に属する事項を除く。）。
- ス 未婚晩婚化対策に関すること（他の課の所掌に属する事項を除く。）。
- セ 高等教育機関に関すること。

また、令和4年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和4年12月末日現在）は、別表1のとおりであった。

(2) 市民一課の課及び担当の配置は別図2のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- ア 戸籍及び人口動態に関すること。
- イ 住民基本台帳に関すること。
- ウ 住所異動（本市への転入又は本市内での転居に限る。シにおいて同じ。）に伴う個人番号カードの記録事項の変更に係る事務に関すること。
- エ 印鑑に関すること。
- オ 身分に関すること。
- カ 外国人在留関連事務に関すること。
- キ 自動車の臨時運行許可に関すること。
- ク 死産の届出に関すること。
- ケ 埋火葬及び改葬の許可に関すること。
- コ 諸証明（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- サ 行政窓口サービスセンターに関すること。
- シ 住所異動をする児童及び生徒に係る就学通知書の交付に関すること。
- ス 個人の所得並びに市民税及び県民税に係る証明書並びに固定資産に係る証明書（納税に関するものを除く。）の交付に関すること。

また、令和4年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和4年11月末日現在）は、別表2のとおりであった。

4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

主として令和4年4月1日から同年12月末日までに執行された財務に関する事務

(2) 監査の期日

令和5年2月22日

(3) 監査を執行した監査委員

野坂正史・植田 昭

(4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 総合政策課

ア 予算の執行と経理事務

(ア) 資金前渡に関する事務については、精算の遅延しているものがあつたので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 旅行に関する事務については、次の不適切な処理があつた。

a 旅行命令（依頼）書を作成していないものがあつたので、米子市職員等の旅費に関する条例（平成17年米子市条例第51号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 旅行命令（依頼）書において、正当決裁者を誤っているものがあつたので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 収入に関する事務については、次の不適切な処理があつた。

a 国庫支出金においては、調定日を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 県支出金においては、調定日を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

c 財産収入においては、調定日を誤っているものがあつたので、米

子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

d 寄附金においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

e 諸収入においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(エ) 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 職員手当等に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 共済費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(キ) 旅費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ク) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ケ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(コ) 委託料に関する支出事務については、債務負担行為の設定をせずに、複数年にわたる契約を締結していたものがあったので、地方自治法の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(サ) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(シ) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、交付決定にあたり、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 物品の管理事務

(ア) 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

(イ) 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量の符号しないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

また、郵便切手類の保管状況について、施錠のできる保管庫で管理されていた。

(ウ) だんだんバス乗車券の管理状況に関する事務については、バス回数乗車券払出簿及びだんだんバス乗車券交付申請書を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

(2) 市民一課

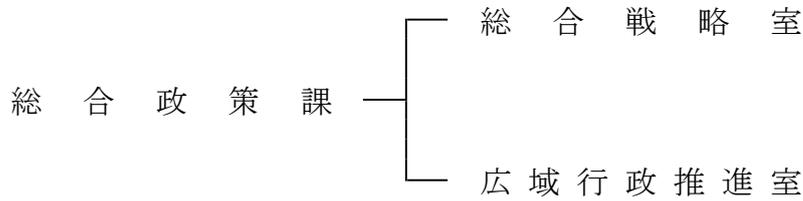
ア 予算の執行と経理事務

- (ア) 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。
- (イ) 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。
- (ウ) 収入に関する事務については、次のとおりであった。
 - a 使用料及び手数料においては、適正に処理されていた。
 - b 国庫支出金においては、次の不適切な処理があった。
 - (a) 調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
 - (b) 調定をしていないものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
 - c 県支出金においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- (エ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (オ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (カ) 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (キ) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (ク) 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

イ 物品の管理事務

- (ア) 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあったので、米子市物品管理規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- (イ) 郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

別 図 1 組織図（総合政策課）



別 表 1（総合政策課）

令和4年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和4年12月末日現在）

歳 入 (単位：円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
総務費国庫補助金	1,371,115,000	1,050,007,000	784,265,000	265,742,000	57.2	74.7
民生費国庫補助金	1,314,222,000	265,300,000	265,300,000	0	20.2	100.0
総務費県補助金	5,800,000	4,275,000	0	4,275,000	0.0	0.0
財産貸付収入	1,291,000	181,520	181,520	0	14.1	100.0
利子及び配当金	52,000	0	0	0	0.0	—
総務費寄附金	0	10,000,000	10,000,000	0	—	100.0
企画費寄附金	0	44,200,000	44,200,000	0	—	100.0
基金繰入金	52,000	0	0	0	0.0	—
雑 入	473,000	13,385,037	13,285,037	100,000	2808.7	99.3
合 計	2,693,005,000	1,387,348,557	1,117,231,557	270,117,000	41.5	80.5

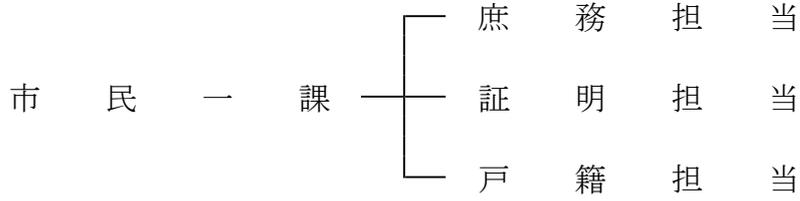
※繰越額を含む。

歳 出 (単位：円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
企 画 費	2,591,574,000	2,582,836,535	1,938,846,790	652,727,210	74.8	75.1
社会福祉総務費	1,314,222,000	441,758,439	441,629,719	872,592,281	33.6	100.0
合 計	3,905,796,000	3,024,594,974	2,380,476,509	1,525,319,491	60.9	78.7

※繰越額を含む。

別 図 2 組織図 (市民一課)



別 表 2 (市民一課)

令和4年度一般会計歳入歳出予算執行状況 (令和4年12月末日現在)

歳 入 (単位: 円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
総務手数料	56,709,000	32,719,060	32,640,010	79,050	57.6	99.8
総務費国庫補助金	13,605,000	13,898,000	561,000	13,337,000	4.1	4.0
総務費委託金	382,000	501,000	366,000	135,000	95.8	73.1
総務費委託金	256,000	117,828	117,828	0	46.0	100.0
合 計	70,952,000	47,235,888	33,684,838	13,551,050	47.5	71.3

※繰越額を含む。

歳 出 (単位: 円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
戸籍住民基本台帳費	333,656,000	263,211,608	235,709,735	97,946,265	70.6	89.6
合 計	333,656,000	263,211,608	235,709,735	97,946,265	70.6	89.6

※繰越額を含む。